



島根県報

平成29年3月21日（火）

号外第17号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【教委規則】

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則	（学 校 企 画 課）	2
島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則	（ ” ）	6
島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則	（ ” ）	9

教 育 委 員 会 規 則

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月21日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

島根県教育委員会規則第 2 号

島根県立高等学校規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校規程（昭和31年島根県教育委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「その実施が島根県の区域外である場合においては」を「島根県の区域外（外国を除く。）において教育活動（教育課程に基づく教育活動で宿泊を伴うものに限る。）を実施する場合又は外国において教育活動を実施する場合は」に改め、同項ただし書中「ただし」を「この場合において」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

第20条を次のように改める。

第20条 削除

様式第 7 号を次のように改める。

様式第7号 (第9条関係)

文 書 番 号

年 月 日

島根県教育委員会 様

島根県立 高等学校長 氏 名 印

校 外 教 育 活 動 実 施 届

下記のとおり、島根県の区域外において校外教育活動を実施するので届け出ます。

記

名 称	活動内容	期 間	活動場所	宿泊地	参加者 (学年・人数)	引率者人数	備 考

様式第12号を次のように改める。

様式第12号 削除

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月21日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

島根県教育委員会規則第3号

島根県立高等学校通信教育規程の一部を改正する規則

島根県立高等学校通信教育規程（昭和32年島根県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「その実施が島根県の区域外である場合においては」を「島根県の区域外（外国を除く。）において教育活動（教育課程に基づく教育活動で宿泊を伴うものに限る。）を実施する場合又は外国において教育活動を実施する場合は」に改め、同項ただし書中「ただし」を「この場合において」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

第21条の3を次のように改める。

第21条の3 削除

様式第4号及び様式第5号を次のように改める。

様式第4号 (第16条関係)

文 書 番 号

年 月 日

島根県教育委員会 様

島根県立 高等学校長 氏 名 印

校 外 教 育 活 動 実 施 届

下記のとおり、島根県の区域外において校外教育活動を実施するので届け出ます。

記

名 称	活動内容	期 間	活動場所	宿泊地	参加者 (学年次・人数)	引率者人数	備 考

様式第 5 号 削除

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月21日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

島根県教育委員会規則第 4 号

島根県立特別支援学校規程の一部を改正する規則

島根県立特別支援学校規程（昭和46年島根県教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「教育課程に基づいて」を削り、「あたって」を「当たって」に、「その実施が島根県の区域外である場合においては」を「島根県の区域外（外国を除く。）において教育活動（教育課程に基づく教育活動で宿泊を伴うものに限る。）を実施する場合又は外国において教育活動を実施する場合は」に改め、同項ただし書中「ただし」を「この場合において」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

様式第 6 号を次のように改める。

様式第6号（第8条関係）

文 書 番 号

年 月 日

島根県教育委員会 様

島根県立 学校長 氏 名 印

校 外 教 育 活 動 実 施 届

下記のとおり、島根県の区域外において校外教育活動を実施するので届け出ます。

記

名 称	活動内容	期 間	活動場所	宿泊地	参加者 (学年・人数)	引率者人数	備 考

様式第9号を次のように改める。

様式第9号 削除

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。